

中国ビザ申請に開始について

関連する中国の法律および規制に従い、また国際的に認められた慣行を参照して、在日本中国大使館は2月8日から中国ビザ申請者（香港とマカオへのビザ申請者を除く）の指紋押印（10個）を開始します。

2021年 生体認証によるビザの発行開始について

10本分の指紋は、査証申請時に下記中国ビザ申請サービスセンターにて収集されます。

●次の方は免除されます。

- (1) 14歳未満または70歳以上の方
- (2) 10本の指すべてが不完全であるか、10本の指紋すべてを保持できない方
- (3) 同じパスポートで大使館にビザを申請し、5年以内に指紋を保管した方
- (4) 外交パスポートを所持している、または中国の外交、サービス、および礼儀ビザの要件を満たしている方

○ビザセンターの連絡先は次のとおりです。

・東京中国ビザ申請サービスセンター

住所：東京都江東区有明3丁目7-26 有明フロンティアビルB棟12階

電話番号：03-3599-5515

Eメール：tokyocenter@visaforchina.org

・名古屋中国ビザ申請サービスセンター

住所：愛知県名古屋市中区錦1丁目5-11 名古屋伊藤町ビル4階413号室

電話番号：81-(0)3-3599-5515

Eメール：nagoyacenter@visaforchina.org

※申請者は、中国ビザ申請サービスセンターに個人的に指紋を残す必要があります。誰かが指紋を取得するふりをした場合、申請者は中国への入国を拒否される場合があります。それによって生じるすべての結果は、申請者自身が負担するものとします。同時に、旅程に影響を与えないように、申請者はできるだけ早く旅行計画を立て、中国ビザ申請センターのウェブサイトですべてに予約することをお勧めします。